

令和4年11月11日  
障 害 福 祉 部  
障 害 施 策 推 進 課

## 「（仮称）世田谷区手話言語条例」制定に向けた検討の開始について

### 1 主旨

区では、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の制定に向けた検討において、「言語としての手話」と「意思疎通手段としての手話」を同一の条例に盛り込むことで、「言語としての手話」について社会の認知や理解が深まらない恐れがあることから、独立した手話言語条例の制定について検討することを、令和4年5月26日の福祉保健常任委員会に報告した。

障害者基本法、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、東京都手話言語条例、令和4年9月に障害者権利委員会から日本政府に出された勧告内容、これまでの経緯などを踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるため、条例の制定に向けた検討を開始する。

### 2 これまでの経緯

- |         |     |  |
|---------|-----|--|
| 平成26年7月 | (区) | 区議会で「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」が全会派一致で趣旨採択                                   |
| 令和 元年6月 | (国) | 手話言語法案が衆院に提出 → 閉会中審査   |
| 令和 3年4月 | (区) | 「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の検討開始   |
| 令和 4年5月 | (国) | 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の成立、施行<br>＜付帯決議＞手話言語法の立法、手話に関する施策の推進 |
| 6月      | (都) | 東京都手話言語条例が成立   |
| 9月      | (都) | 東京都手話言語条例が施行   |
|         | (区) | 「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」公布  |

### 3 手話言語に関する条例の必要性

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」では、意思疎通等の手段に手話を含めたいうえで、情報コミュニケーションの推進に関して必要な施策を講ずることを定めたが、「言語としての手話」の基本的な考え方や必要な事項等については定めていない。

区民に「言語としての手話」の認知・理解を深めてもらい、手話言語の基本的な考え方や区の責務、必要な事項等を定めるためには、区として手話言語に関する条例を制定する必要がある。

### 【参考】

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）では、障害者が、文化的・言語的な同一性の承認と支持を受ける権利を有することを定めており、そこには手話（手話言語）や聾（ろう）文化も含まれている。また、国においては、障害者基本法に「言語（手話を含む）」と明記されている。

## 4 条例検討の体制

障害当事者や障害者団体、学識経験者、関係機関等の協力をいただき検討を進めるほか、地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、自立支援協議会、障害当事者や家族、支援者等で構成される障害者福祉団体連絡協議会等に検討状況を報告し、意見等を適宜反映させる。

### (1) 検討ワーキンググループの開催

障害当事者や学識経験者、障害者団体代表者等に参加、協力いただき、条例の内容等について検討を進める。

構成（案）

学識経験者
手話を必要とする当事者
手話通訳者
障害者団体代表
区民
区（障害福祉部）

### (2) ワークショップの開催

一般区民が参加、体験できる場としてワークショップを開催することで、区民の手話言語に対する理解を醸成するとともに、条例に対する意見を募る。

### (3) 区民意見募集（パブリックコメント）の実施

広く一般区民から条例に対する意見を募集することで、区民の皆さんに条例へ関心を持っていただくとともに、条例策定への参加と透明性の向上の機会とする。

## 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年度 検討ワーキンググループ開始

5年度上期 ワークショップ、区民意見募集（パブリックコメント）の実施

下期 （仮称）世田谷区手話言語条例（案）を提案

6年度 （仮称）世田谷区手話言語条例の施行

## 【参考】 日本手話と日本語対应手話

例 「どこに遊びに行くの？」と伝えたいとき

日本手話



日本語対应手話



(大阪府立中央聴覚支援学校ホームページより)

日本手話	日本語対应手話
<p>日本手話は、日本語とは別物であり、れっきとした一つの独立した自然言語である。各国の言語を比較しても、統語、用法はもちろん、ヴォイス（態）、ムード（法）、アスペクト（相）で言語学上全く違う。</p> <p>日本手話は手や指だけでなく、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化で文法的区別を行うこと、また構文的にはSOV型をとり、日本語と同様であるが、いつ、どこで等のいわゆるwh疑問文ではそれが最後に来るので日本語とは語順が異なることになる等、言語学的にも別言語とされる。</p>	<p>手話サークル等においてろう者と聴者との間でコミュニケーションツールとして1960年代から使われ始めた人工言語で、当時は日本語対应手話という名称もなく日本手話と渾然一体となり単に「手話」とされていた。</p> <p>聴者は日本語をしゃべりながら、それに合わせて手話の単語に置き換えていくもので、日本語が母語の中途失聴者や難聴者には便利な方法であった。しかし、単語が羅列されているだけで、単語と単語の関係を規定する文法を表すものがないため、ろう者は手の動きをつなぎ合わせて推測して解読しなければならない。</p>

(参議院調査室作成資料「立法と調査」2017.3から抜粋し加工した)